

令和 2 年第 2 回（6 月）定例会

議 案 説 明

（ 追 加 分 ）

令和 2 年 6 月 1 6 日

議案番号	件名	ページ
議案第 7 4 号	令和 2 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 8 回）について	1
議案第 7 5 号	山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について	1

それでは、ただいま上程されました諸議案について、御説明いたします。

議案第 74 号は、令和 2 年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、市民生活を支援し、地域における消費を喚起するため、全市民等に対して一人当たり 5,000 円の商品券を配布する商品券発行事業を創設するものです。また、4 月 16 日から 5 月 24 日までにかけて、市が行いました児童クラブの利用自粛の要請や臨時休所を踏まえ、この間の児童クラブ保育料について、利用実績に応じた日割りによる減額調整を行うとともに、例年 8 月分の保育料については、一月の間夏季休業期間中であり、保育時間も長時間であるため加算分を徴収していますが、今年度は夏季休業期間中に授業日設けることから、児童クラブの保育時間が短縮されるため、今年度に限り加算分を徴収しないよう措置を講じることとしています。これらはいずれも速やかに措置すべき案件の補正であり、歳入歳出それぞれ 3 億 7,905 万 4,000 円を増額し、予算総額を 373 億 6,146 万 2,000 円とするものです。

補正の主な内容としまして、まず歳入については、国庫支出金 81 万 4,000 円、県支出金 81 万 4,000 円、繰入金 3 億 7,987 万円をそれぞれ増額し、諸収入 244 万 4,000 円を減額しています。次に歳出については、商工費 3 億 7,905 万 4,000 円を増額しております。

議案第75号は、山陽小野田市児童クラブ条例の一部改正であります。

これは、議案第74号で御説明しました児童クラブ保育料の日割り計算による減額調整及び8月分の児童クラブ保育料の加算分に係る徴収を今年度のみ行わないこととするための所要の改正を行うものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。